

○大田市省エネ家電買換支援事業補助金(第2弾)交付要綱

令和8年1月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で大田市省エネ家電買換支援事業補助金(第2弾)(以下「補助金」という。)を交付することに関して、大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 この補助金は、省エネルギー性能に優れた家電(以下「省エネ家電」という。)の購入に必要な経費の一部を補助することにより、次に掲げる事項の達成を目的とする。

- (1)原油価格、電気料金等の高騰により逼迫する家計への支援
- (2)省エネ性能に優れた家電の導入による電気使用量及び二酸化炭素排出量の削減

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助金の申請時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2)市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。
- (3)本人又は本人と同一の世帯に属する者が、令和7年度以降に既に本補助金(第1弾を含む)の交付を受けていないこと。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1)次に掲げるいずれかの省エネ家電を市内に所在する店舗で購入し、設置するものであること。(1補助対象者あたり、いずれか1台までとする。)

ア エアコン

イ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫

- (2)既存の電化製品を同品目の省エネ家電(新品に限る。)に買い換えるもので、購入する省エネ家電が本市の区域内に所在する住宅(店舗兼併用住宅にあっては、居住部分)に設置され、使用されるものであること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費は、省エネ家電の購入及び設置に要する費用(消費税及びリサ

イクル処理に係る費用を除く。)とし、本体費用、設置に必要な部品及び附帯設備等の費用並びに運搬料の合計額を対象とする。ただし、販売店舗のクーポン券やポイント等を使用した場合は、値引き後の金額とする。

2 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

申請者の区分	補助金の額	省エネ基準達成率	補助金上限額
住民税課税世帯	対象経費の1/3に相当する額	100%以上	40,000円
		100%未満	10,000円
住民税非課税世帯	対象経費の1/2に相当する額	100%以上	60,000円
		100%未満	15,000円

3 前項の省エネ基準達成率とは、経済産業省が定める統一省エネラベルに表示された達成率をいう。この場合において、目標年度は申請時の最新を基準とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、省エネ家電の購入前に、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1)見積明細書

(2)買い換える製品の仕様が確認できるカタログ等の写し

(3)買い換え前の家電の設置状況が確認できる写真

(4)その他市長が認める書類

2 前項に規定する申請は、指定する受付期間内に窓口、郵送、電子メール又はしまね電子申請サービスのいずれかの方法で行うものとする。受付期間は、市ホームページ等に掲載する。

3 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付予定者の選定)

第7条 申請が受付期間ごとに定めた予算の範囲を超えなかったときは、抽選を行わず、すべての申請者を補助金の申請の対象となる者(以下「交付予定者」という。)とする。

2 申請が受付期間ごとに定めた予算の範囲を超えたときは、抽選を実施し、交付予定者を選定する。

3 市長は、第1項及び第2項の規定により交付予定者を選定したときは、その内容を申請者に通知するものとする。この場合、交付予定者への通知は、第8条に定める通知書の送付をもって代える。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付予定者の補助金申請書等を審査し、申請について交付を決定したときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1)補助金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)

(2)補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)

(事前着手の禁止)

第9条 申請者は、前条に規定する通知書が交付される日よりも前に、補助対象事業に着手してはならない。

(決定内容の変更等)

第10条 第8条第1号の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)又は中止をしようとするときは、補助金等変更・中止承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書を審査し、適当と認めるものについては、交付決定の内容を変更し、補助金等交付変更決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助金等実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、設置後30日以内または令和9年2月26日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1)領収証など申請者が購入経費の全額を支払ったことが分かるものの写し

ア 購入日

イ 購入費用及びその内訳

ウ 型番

エ 購入した店舗

(2)製造者(メーカー)が発行した保証書の写し

(3)買換え前製品の家電リサイクル券排出者控えの写し

(4)買換え後の省エネ家電の設置状況が確認できる写真

(5)その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による補助金等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金等交付確定通知書(様式第7号)により、当該報告書等を提出した者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、交付決定者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付手続の委任)

第14条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第15条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業により取得した省エネ家電は、設置後6年間は補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認を得た場合又は交付を受けた補助金の全部に相当する額を市長に納付した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2)提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し不正の行為があったとき。

附 則

1 この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。